

岡山県海岸漂着物対策活動推進員 募集要項

海洋プラスチックごみ対策の推進を図るためには、県と連携して海岸や河川の清掃活動、住民等への助言や情報提供等を行うなど、協力的な役割を担う人材や団体を早急に育成していく必要があります。

そこで、本県では、海岸漂着物対策の活動を自らが率先して実施することをはじめ、県民や民間団体等の要請に応じ、海岸漂着物対策の推進のために必要な助言や協力等を行う「岡山県海岸漂着物対策活動推進員（以下「推進員」という。）」を、以下のとおり募集します。

1 応募要件 次の要綱のいずれも満たす個人

(1) 海岸漂着物対策に係る次のいずれかの活動実績が3年以上あること。

- ア 海岸漂着物等の回収
- イ 海岸漂着物等に関する調査研究
- ウ 海岸漂着物の発生抑制等に関する普及啓発や情報発信

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 推進員の育成を目的として県が主催する講習会*に参加した者

※ 令和8年8月8日（土）開催の「岡山県海岸漂着物対策活動推進員等育成セミナー」
(応募締切: 8月5日(水)先着50名 <https://www.pref.okayama.jp/page/1038097.html>)

イ 岡山県海ごみ対策推進協議会において推進員の委嘱について承認された者

2 任 期 委嘱の日から5年間（再委嘱は可）

3 応募方法 「応募用紙」に必要事項を記入し、関係書類を添付して、県循環型社会推進課に提出してください。

※ 「応募用紙」「募集要項」は、岡山県ホームページに掲載しています。

【岡山県海岸漂着物対策活動推進員の募集（県ホームページ）】

<https://www.pref.okayama.jp/page/1037770.html>

岡山県海岸漂着物対策活動推進員 募集

検索



4 募集期間 令和8年7月1日（水）～ 令和8年9月30日（水）

5 推進員の自主的な活動（例）

- ・ 海岸、河川、用水路、街中等での清掃活動の実施
- ・ 海ごみ問題について周知する啓発イベントの開催や学校や地域での出前授業の実施
- ・ 県や市町村が実施する海ごみ対策事業への協力
(イベント等への参加、支援制度の活用・情報発信 など)
- ・ 海岸清掃活動等に取り組む団体等に対する相談支援

6 活動への支援

- ・ 推進員の活動は、県ホームページ等で積極的に情報発信していきます。
- ・ 海岸漂着物対策についてのパネルの貸出等が可能です。
- ・ 推進員の活動できる機会やイベント等をお知らせします。

7 留意事項

- ・ 推進員は、ボランティアとして活動していただきます。
- ・ 推進員には、毎年2月の末日までに、前年の1月から12月の間に岡山県内で実施した活動の状況について、報告書を提出していただきます。
※ 特段の理由なく活動を行っていない場合、委嘱又は指定を取り消すことがありますので、御注意ください。

8 提出先・問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 資源循環推進班
(電話) 086-226-7306
(E-mail) junkan@pref.okayama.lg.jp

【参考】

●海岸漂着物処理推進法（抜粋）

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 (略)

3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

- 一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。
- 三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。